

## (別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
その他	特定実験試験局制度の特例〔通達〕	別添

## 《凡例》

通達：国家戦略特別区域に係る特定実験試験局の取扱いについて（平成 28 年 1 月 20 日付、  
総基電第 11 号）

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添)

特定実験試験局制度の特例〔通達〕

【要件】

小型無人機の活用に関する実証実験や、ベンチャー企業等による製品開発等を行う事業であること